

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 (7) 労働時間の原則と多様な使い方を考える②

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 (7) 労働時間の原則と多様な使い方を考える②

(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働時間の原則と多様な使い方 ②

「三六協定」とは

労基法第36条に規定されているもので、過半数労働者の代表(労働組合がある場合は、過半数労働者の代表)と労使協定が必要です。尚、休日労働についても、協定が必要です。

3. 労働時間の多様な使い方(労働の形態)

(1) 変形労働時間制(法に基づく)

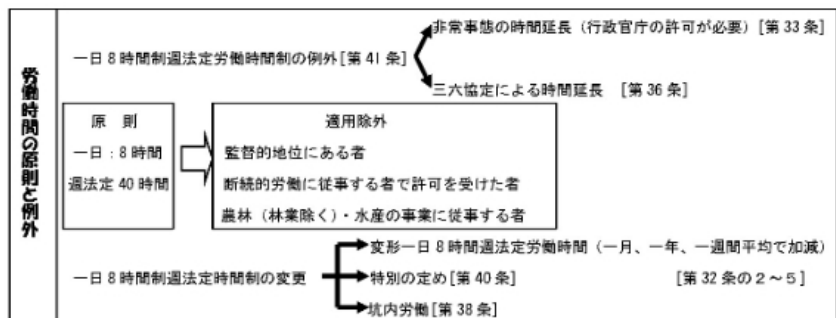
- ① 一ヶ月単位の変形制(法第32条2)
- ② フレックスタイム制(法第32条3)
- ③ 一年単位の変形労働制(法第32条4)
- ④ 一週間単位の非定型的変形労働制(法第32条5)

(2) 私的変形労働制(労使の決め方による)

- ① 始業時刻の変更による「変形制」
- ② 四直三交替制などの変形制
- ③ その他

変形労働時間制導入についても「労使協定」が必要です。

4. 労働時間の運用除外



労働組合

会社

届出

労働基準監督署長

労働時間は労使の最重要課題です。けじめをつけた取組みが必要です。



教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル



🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.